

天理市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する
規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 30 日

天理市長 並 河 健

天理市規則第 8 号

天理市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を
改正する規則

天理市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和 2 年 3 月天
理市規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条中「第 3 号から第 5 号まで」を「第 4 号、第 5 号」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。